【新旧対照表】かぎんｅバンクサービス利用規定

改定前	改定後
第１条　かぎんｅバンクサービス １．かぎんｅバンクサービスとは （１）「かぎんｅバンクサービス」（以下、「本サービス」といいます。）とは、契約者ご本人（以下、「お客様」といいます。）がパーソナルコンピュータ等を通じて、インターネット等により当行に残高照会や振込等の取引の依頼を行い、当行がその手続を行うサービスをいいます。（以下、パーソナルコンピュータ等の端末機を通じたインターネットによる取引を「インターネットバンキング」といいます。） （２）本サービスの利用に際しては「インターネットバンキング」をご利用いただけます。 ２．利用対象者 本サービスの利用対象者は、日本国内に居住する個人とします。 ３．使用できる機器 本サービスの利用に際して使用できる機器は、当行所定のものに限ります。	第１条　かぎんｅバンクサービス １．かぎんｅバンクサービスとは （１）「かぎんｅバンクサービス」（以下、「本サービス」といいます。）とは、契約者ご本人（以下、「お客様」といいます。）がパーソナルコンピュータ等を通じて、インターネット等により当行に残高照会や振込等の取引の依頼を行い、当行がその手続を行うサービスをいいます。（以下、パーソナルコンピュータ等の端末機を通じたインターネットによる取引を「インターネットバンキング」といいます。） （２）本サービスの利用に際しては「インターネットバンキング」をご利用いただけます。 ２．利用対象者 本サービスの利用対象者は、日本国内に居住する個人とし、本規定およびその他当行の関連規定等の適用に同意した方とします。ただし、お客様が当行との取引において虚偽の事項を届出たことが判明した場合、または当行がお客様の本サービスの利用を不適当と判断した場合には、当行はお客様からの本サービスの利用申込みを承諾しないことがあります。本サービスの各種変更手続きについても同様とします。 ３．使用できる機器 本サービスの利用に際して使用できる機器は、当行所定のものに限ります。
第２０条　補償 １．パスワードの盗難等により、お客様以外の第三者に本サービスを不正に利用された場合の取引（以下、「不正利用」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、お客様は当行に対し当該不正利用にかかる損害の額に相当する金銭の補てんを請求することができます。 （１）不正利用に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること （２）当行の調査に対し、お客様より十分な説明が行われていること （３）当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の不正利用にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること ２．前項の請求がなされた場合、当該不正利用がお客様の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の31日前の日以降になされた不正利用にかかる損害の額に相当する金額を限度として補てんするものとします。ただし、当該不正利用が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつお客様に過失があることを当行が証明した場合には、当行は過失の度合い等を考慮のうえ、補てん対象額を減額する場合があります。 ３．前２項の規定は、第１項にかかる当行への通知が、不正利用が最初に行われた日の翌日から30日を経過する日より後に行われた場合には、適用されないものとします。 ４．第２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんを行いません。 （１）不正利用が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合 ①お客様に重大な過失があることを当行が証明した場合 ②お客様の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族その他の同居人、または使用人によって行われた場合 ③お客様が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合	**第２０条　補償** １．パスワードの盗難等により、お客様以外の第三者に本サービスを不正に利用された場合の取引（以下、「不正利用」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、お客様は当行に対し当該不正利用にかかる損害の額に相当する金銭の補てんを請求することができます。 （１）不正利用に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること （２）当行の調査に対し、お客様より十分な説明が行われていること （３）当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の不正利用にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること ２．前項の請求がなされた場合、当該不正利用がお客様の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の31日前の日以降になされた不正利用にかかる損害の額に相当する金額を限度として補てんするものとします。ただし、当該不正利用が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつお客様に過失※があることを当行が証明した場合には、当行は過失の度合い等を考慮のうえ、補てん対象額を減額する場合があります。 ３．前２項の規定は、第１項にかかる当行への通知が、不正利用が最初に行われた日の翌日から30日を経過する日より後に行われた場合には、適用されないものとします。 ４．第２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんを行いません。 （１）不正利用が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合 ①お客様に重大な過失※があることを当行が証明した場合 ②お客様の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族その他の同居人、または使用人によって行われた場合 ③お客様が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

【新旧対照表】かぎんｅバンクサービス利用規定

④お客様の法令違反または本規定その他の規定違反に起因する場合 （２）戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して不正利用が行われた場合 ５．当行が本条に基づく補償を行った場合、お客様は、当該取引に関する権利の一切を当行に譲渡することに同意するものとします。	④お客様の法令違反または本規定その他の規定違反に起因する場合 （２）戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して不正利用が行われた場合 ５．当行が本条に基づく補償を行った場合、お客様は、当該取引に関する権利の一切を当行に譲渡することに同意するものとします。 ※「お客様に過失がある事例」、「お客様に重大な過失がある事例」については、当行ウェブサイトよりご確認ください。
第２１条　海外からの利用 本サービスは、原則として国内からのご利用に限るものとし、海外からはご利用いただけません。	**第２１条　海外からの利用** 本サービスは、原則として国内からのご利用に限るものとし、海外からはご利用いただけません。 なお、実際は海外からご利用されているにもかかわらず、国内からのご利用に見せかけるような不審なアクセスがあった場合、不正利用被害防止のため、当行はお客様の本サービスの利用を停止し、必要に応じて警察等の関係機関に通報することがあります。
第２２条　解約など<br ~~１．お客様による解約~~<br ~~本サービスの契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。~~<br ~~なお、お客様による解約の場合は、当行に所定の書面を提出し当行所定の手続をとるものとします。~~<br ~~２．当行からの解約~~<br ~~お客様について、次の各号の事由が一つでも生じた場合は、お客様に通知をすることなく、解約することができるものとします。~~ （１）支払停止または破産の申立があったとき （２）手形交換所の取引停止処分を受けたとき （３）相続の開始があったとき （４）住所変更の届出を怠るなどお客様の責に帰すべき事由によって、当行においてお客様の所在が不明となったとき （５）当行に支払うべき手数料を支払わなかったとき （６）当行所定の手続きで申込みの意思確認ができなかったとき ３．解約時の「ご契約カード」の取扱い 本条第１項および第２項の場合、当行から特に返却の請求がない限り「ご契約カード」はお客様ご本人の責任で破棄してください。	**第２２条　解約など** １．本契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、お客様から当行に対する解約通知は、当行所定の書面により行うものとします。 なお、解約の効力は当行が解約通知受付後に、解約手続を完了した時点から発生するものとし、解約手続完了前に生じた損害について当行は責任を負いません。 ２．お客様に次の各号の事由が一つでも生じた場合、当行は本契約を解約できるものとします。 なお、当行が契約を解約する場合、お客様にその旨の通知を発信したときに解約されたものとします。解約時までに処理が完了していない取引の依頼について当行はその処理を行う義務を負いません。 （１）支払停止または破産の申立があったとき （２）手形交換所の取引停止処分を受けたとき （３）相続の開始があったとき （４）住所変更の届出を怠るなどお客様の責に帰すべき事由によって、当行においてお客様の所在が不明となったとき （５）当行に支払うべき手数料を支払わなかったとき （６）当行所定の手続きで申込みの意思確認ができなかったとき （７）１年以上にわたり本サービスの利用がないとき （８）お客様が本規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じたとき ３．解約時の「ご契約カード」の取扱い 本条第１項および第２項の場合、当行から特に返却の請求がない限り「ご契約カード」はお客様ご本人の責任で破棄してください。
右記新設	**第２３条　禁止事項** 1．お客様は、本サービスに基づくお客さまの権利を譲渡、質入れ、第三者の権利を設定すること、第三者に利用させることはできません。 2．お客様は、本サービスの利用にあたり、日本国内の法令、諸規則、本規定および公序良俗等に反する行為（オンラインカジノにおける賭博等を含む）を行うことはできません。当該行為が確認された場合、本規定および預金等共通規定等に基づき、お取引を制限させていただくことがあります。

【新旧対照表】かぎんｅバンクサービス利用規定

~~第２３条~~　契約期間 本契約の当初契約期間は契約日から起算して１年間とし、お客様または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から自動的に１年間継続されるものとします。継続後も同様とします。	**第２４条　契約期間** 本契約の当初契約期間は契約日から起算して１年間とし、お客様または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から自動的に１年間継続されるものとします。継続後も同様とします。
~~第２４条~~　規定の準用 本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、総合口座取引規定、投資信託受益権振替決済口座管理規定、預金口座振替規定および振込規定により取扱います。	**第２５条　規定の準用** 本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、総合口座取引規定、投資信託受益権振替決済口座管理規定、預金口座振替規定および振込規定により取扱います。
~~第２５条~~　規定の変更 １．本規定の各条項その他の条件は、本サービスの内容を変更する場合、または金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 ２．前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	**第２６条　規定の変更** １．本規定の各条項その他の条件は、本サービスの内容を変更する場合、または金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 ２．前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
~~第２６条~~　取引メニューの追加 本サービスに今後追加される取引メニューについて、お客様は新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、一部メニューについてはこの限りではありません。	**第２７条　取引メニューの追加** 本サービスに今後追加される取引メニューについて、お客様は新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、一部メニューについてはこの限りではありません。
~~第２７条~~　合意管轄 本契約に関する訴訟については、当行本店または「代表口座」の取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。	**第２８条　合意管轄** 本契約に関する訴訟については、当行本店または「代表口座」の取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。